

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
1	別紙	案分率
		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明
		備考
		朝日新聞デジタル購読料 (スタンダードプラン)



SMBCグループ

三井住友カード

2023年4月26日のお支払い明細

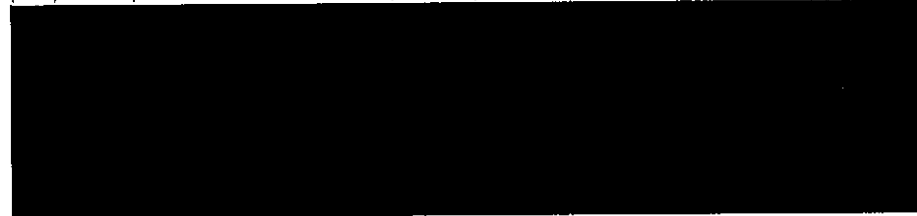
2023年4月10日 発行

お名前	竹内 英明 様
お支払い日	2023年4月26日 (水)
お支払い合計額	239,398円



1/1ページ

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
# 23/03/01	朝日新聞デジタル (朝日ID決済)	1,980	1	1	1,980					
# 23/03/01	産経新聞グループのネット決済	1,980	1	1	1,980					
# 23/03/09	カンサイデンリヨク 2023/03	909	1	1	909					
# 23/03/09	カンサイデンリヨク 2023/03	8,242	1	1	8,242					
# 23/03/24	NTT西日本ご利用料金	5,967	1	1	6,967				3月分	



ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
<お支払い金額総合計>									239,398	
1/1ページ										



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	別紙	案分率
		備考

共通案分率	%
それ以外の案分	100%
案分の説明	
産経電子版購読料(1か月)	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目					
3	別紙	<table border="1"><tr><td data-bbox="1054 501 1114 875">案分率</td><td data-bbox="1114 501 1417 875">共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明</td></tr><tr><td data-bbox="1054 875 1114 2101">備考</td><td data-bbox="1114 875 1417 2101">事務所電気代(3月分)</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明	備考	事務所電気代(3月分)
案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明					
備考	事務所電気代(3月分)					

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

竹内ひであき事務所 様

お客様番号	日程	所	番 号		
0981	1601	25	1600		
供給地点特定番号	06	0098	1160	1251	6001 0000
5 年 3 月分	ご使用期間	2月9日～ 3月8日			
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 46kWh

計器番号 722
 当月指示数 4478.20
 前月指示数 4432.69

ご参考：前年同月ご使用量（期間 2/9～3/8）
 41kWh
 対前年同月比 +12.1%

ご請求金額 909 円

電気料金はカード会社からの請求となります。

お支払期限日 4月10日

なお、カード会社の締切日と当社の検針日等の都合により、カード会社から2ヶ月分をまとめて請求する場合がありますのでご容赦ください。

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	再エネ促進賦課金	158.00
1段料金	629.61	消費税等相当額(再掲)	82.00
燃料費調整額	- 218.90		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	-71円76銭	-4円76銭
	翌月分	-71円76銭	-4円76銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円75銭	3円45銭

電気料金額取済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
額収金額	消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月9日 次回検針日 4月11日 検針員

関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社
関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
4	別紙	案分率
		共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
備考	事務所電気代(3月分)	

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

竹内ひであき事務所 様

お客様番号	日程	所	番 号		
09811601			25	0900	
供給地点特定番号	06	0098	1160	1250	9001 0000
5 年 3 月分	ご使用期間	2月 9日～ 3月 8日			
ご契約内容	従量電灯 A				

ご使用量 356kWh

計器番号 789

当月指示数 06093.2

前月指示数 05736.8

ご参考：前年同月ご使用量（期間 2/ 9～ 3/ 8）
160kWh

対前年同月比 +114.4%

ご請求金額 8,242 円

電気料金はカード会社からの請求となります。

お支払期限日 4月10日

なお、カード会社の締切日と当社の検針日等の都合により、カード会社から2ヶ月分をまとめて請求する場合がありますのでご容赦ください。

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.01	再エネ促進賦課金	1,228.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額(再掲)	749.00
2段料金	4,627.80		
3段料金	1,607.20		
燃料費調整額	-1,694.50		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	-71円34銭	-4円76銭
	翌月分	-71円34銭	-4円76銭
再エネ電價還戻金	当月分	51円75銭	3円45銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月 9日 次回検針日 4月11日 検針員

関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社
関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5	別紙	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考 電話使用料(3月分)

請求額確定日 2023年 3月 14日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◆00-5051-2692				
◇NTT西日本ご利用分 6,417	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	-1,790	光もともっと割	2023年05月～2023年07月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	2月 1日～ 2月28日 電話番号	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	2月 1日～ 2月28日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	200	複数チャネル使用料	2月 1日～ 2月26日	合 算
	100	追加番号使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	152	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日 翌月への 繰越額は480円です。	合 算
	-152	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	2月 1日～ 2月28日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	320	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	583	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 6,417	6,417	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分 550	550	BB. excite サービス利用料 エキサイト株式会社ご利用分。	BB. excite12月利用料	非対象等
◇合計 6,967	6,967	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。		

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
6	別紙	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		備品購入費(事務所用 シュレッダー400- PSD021)

ご利用代金請求明細書
竹内 英明 様

2023/04/15

楽天カード株式会社
本社 / 東京都港区南青山二丁目6番21号
電話番号 / 03-6740-6740 (代表)

2023年04月ご請求金額
642,767円

お支払い日
2023/04/27

ご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
2023/03/17	サンワダイレクト-楽天市場店	家庭*	1回払い	28,310	0	28,310	28,310	0

ご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
-----	------	-----	------	------	-----	------	-------	--------

領収書

竹内 英明事務所

様

28,310円領収しました。

但し: サンワダイレクト楽天市場店との取引として

利用明細

注文番号: 195715-20230315-0835304129

注文日: 2023年03月15日

領収者: 楽天グループ株式会社

お支払い方法: クレジットカード

発送日: 2023年03月16日

〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

店舗情報

店舗名: サンワダイレクト楽天市場店

電話番号: 086-223-5680

店舗住所: 〒140-0013

東京都品川区南大井6-5-8

注文合計

		内訳	
商品小計	29,800円		
送料	0円	支払い金額	28,310円
割引額(クーポン利用)	-1,490円		
総合計	28,310円	10%対象	28,310円
		10%対象消費税	2,573円

※表示金額は全て税込です

配送情報

配送方法: 宅配便

お届け先住所: 〒670-0802

兵庫県姫路市砥堀50トホリハイツ1F

商品明細

商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
400-PSD021	シュレッダー 業務用 電動 クロスカット 60分連続使用 A4 20枚同時細断 大容量 CD DVD カード対応 静音 ホッチキス デスクサイドシュレッダー シュレッター オフィス パーソナルシュレッダー	1	29,800	10%	29,800

保証書

型番 400-PSD021	
シリアルナンバー	
お客様	お名前
	ご住所 〒
TEL	
販売店	販売店名・住所・TEL
	担当者名
保証期間 1年	お買い上げ年月日 年 月 日

※必要事項をご記入の上、大切に保管してください。

保証規定

- 保証期間内に正常な使用状態でご使用の場合に限り品質を保証しております。万一保証期間内で故障がありました場合は、弊社所定の方法で無償修理いたしますので、保証書を製品に添えてお買い上げの販売店までお持ちください。
- 次のような場合は保証期間内でも有償修理になります。
 - 保証書をご提示いただけない場合。
 - 所定の項目をご記入いただけない場合、あるいは字句を書き換えられた場合。
 - 故障の原因が取扱上りの不注意による場合。
 - 故障の原因がお客様による輸送・移動中の衝撃による場合。
 - 天変地異、ならびに公害や異常電圧その他の外部要因による故障及び損傷の場合。
 - 譲渡や中古販売、オークション、転売などでご購入された場合。
- お客様ご自身による改造または修理があったと判断された場合は、保証期間内での修理もお受けいたしかねます。
- 本製品の故障、またはその使用によって生じた直接、間接の損害については弊社はその責を負わないものとします。
- 本製品を使用中に発生したデータやプログラムの消失、または破損についての保証はいたしかねます。
- 本製品は医療機器、原子力設備や機器、航空宇宙機器、輸送設備や機器などの人命に関わる設備や機器、及び高度な信頼性を必要とする設備や機器やシステムなどへの組み込みや使用は意図されておりません。これらの用途に本製品を使用され、人身事故、社会的障害などが生じても弊社はいかなる責任も負いかねます。
- 修理ご依頼品を郵送、またはご持参される場合の諸費用は、お客様のご負担となります。
- 保証書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。
- 保証書は日本国内においてのみ有効です。

本取扱説明書の内容は、予告なしに変更になる場合があります。

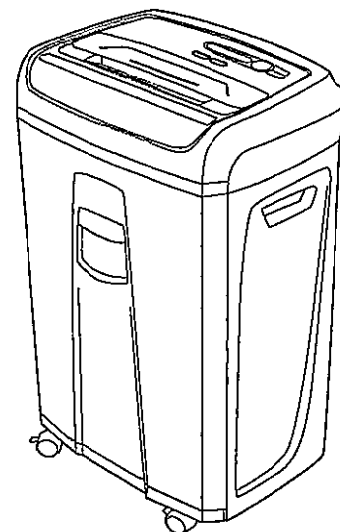
サンワサプライ株式会社

サンワダイレクト / 〒700-0825 岡山県岡山市北区田町1-10-1 TEL.086-223-5680 FAX.086-235-2381 B/AJ/TTDaC



保証書付

ペーパー&CDシュレッダー
取扱説明書



400-PSD021

最初に
ご確認ください

セット内容

- シュレッダー本体 1台
- 取扱説明書・保証書(本書) 1部

※万一、足りないものがございましたら、お買い求めの販売店にご連絡ください。

ご使用前にこの取扱説明書をよくお読みください。
また、お手元に置き、いつでも確認できるようにしておいてください。

デザイン及び仕様については改良のため予告なしに変更することがございます。
本書に記載の社名及び製品名は各社の商標または登録商標です。

サンワサプライ株式会社

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
7	別紙	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考
		コピー機リース料(4月分)



料金後納
郵便

6700802

兵庫県姫路市砥堀
50 トホリハイツ1F

竹内英明事務所 御中

お客様番号 L011365311-000 691
001172



001 0001791#0001791 0000003
0001793 A SAN018 001/001

この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インクを使用しています。

領収証

〈お問合せ先〉

リコーリース株式会社

〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸通4-1-1

関西支社 兵庫支店 第1グループ

TEL 078-265-2661

①の矢印方向に剥がした後、②より同様に剥がしてください。

竹内英明事務所 御中

発行日 2023年04月07日

領収証番号 0000001616

リコーリース株式会社



東京都千代田区紀尾井町4-1

領収証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領収日	2023年 4月 4日
領収額	13,824円

印紙税申告納
付につき趣可
税務署承認済

お支払方法	口座振替	
振替口座		口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
	タケウチ ヒテ"アキ	

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
A070678264-000	23. 4. 1~23. 4. 30	48	12800	1024

続きは裏面をご覧ください。

J-10

リース契約確認書

お客様が契約された会社【貸主】

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東横1丁目7番12号

契約年月日	2019年 4月 30日
借受年月日	2019年 4月 30日
契約番号	A070678264-000

・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。

・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。

万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。

・本書面は「リース契約申込書（お客様控え）」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者(借主)	〒 670-0802
所在地	兵庫県姫路市砥堀50トホリハイツ1F
契約者TEL	079-265-5370
契約者名	竹内英明事務所
代表者名	竹内 英明
ご自宅	
自宅TEL	

リース条件欄

月額リース料(税抜)	12,800円
消費税等	1,024円
リース月数	60ヶ月
総額リース料(税抜)	768,000円
消費税等	61,440円
前払回数	回(最終支払分より選って充当)
リース開始日	2019年 5月 1日
リース終了日	2024年 4月 30日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨)	
消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
再リース料(年額)	15,360円(税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示

1	物件名	RICOH IM C8000F		
	製造番号等			
	月額(税抜)	12,800円	台数	1台
	設置場所	竹内英明事務所		
2	物件名			
	製造番号等			
	月額(税抜)		円	台数
				台
3	物件名			
	製造番号等			
	月額(税抜)		円	台数
				台
合計		1物件		1台
(特約条項)				

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 530-0004
 大阪市北区堂島浜2-2-28
 堂島アクシスビル 12F
 リコーリース株式会社
 推進第二部 関西契約FFセンター
 TEL 06-4799-4400

<個人信用情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー
 登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等
 につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」を
 ご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 670-0964
 兵庫県姫路市豊沢町101
 リコージャパン株式会社兵庫支社姫路第一営業所

TEL 0792-82-1285

作成日 2019年 5月 11日

6700802

兵庫県姫路市砥堀
50 トホリハイツ1F

竹内英明事務所 御中

(お問合わせ先)
リコーリース株式会社
〒530-0004
大阪市北区堂島浜2-2-2B
堂島アクシスビル 12F
推進第二部 関西契約FFセンター
TEL 06-4799-4400



*** 438 A070678264-000
0020602 R020030100-007
103 0002236#0006086 0000005
0006096 A IBA016

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。
さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。
つきましては、ご契約内容をご照合の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に大変急ご一報願います。
今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。 敬具

(1/2頁)

契約番号:	A070678264-000
契約者名:	竹内英明事務所
契約種類:	リース
物件名:	RICOH IM C3000F
契約日:	2019年 4月 30日
借受日:	2019年 4月 30日
リース期間:	2019年 5月 1日 ~ 2024年 4月 30日

お支払日:	4日	
お支払方法:	自動振替	
支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	
	口座種類	
	口座番号	

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料 (税込)】

829,440 円 (内消費税

61,440円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(方)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。
尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
1	2019/6/4	12800	1024	13824	13824	815616
2	2019/6/4	12800	1024	13824	13824	801792
3	2019/7/4	12800	1024	13824	13824	787968
4	2019/8/4	12800	1024	13824	13824	774144
5	2019/9/4	12800	1024	13824	13824	760320
6	2019/10/4	12800	1024	13824	13824	746496
7	2019/11/4	12800	1024	13824	13824	732672
8	2019/12/4	12800	1024	13824	13824	718848
9	2020/1/4	12800	1024	13824	13824	705024
10	2020/2/4	12800	1024	13824	13824	691200
11	2020/3/4	12800	1024	13824	13824	677376
12	2020/4/4	12800	1024	13824	13824	663552
13	2020/5/4	12800	1024	13824	13824	649728
14	2020/6/4	12800	1024	13824	13824	635904
15	2020/7/4	12800	1024	13824	13824	622080
16	2020/8/4	12800	1024	13824	13824	608256
17	2020/9/4	12800	1024	13824	13824	594432
18	2020/10/4	12800	1024	13824	13824	580608
19	2020/11/4	12800	1024	13824	13824	566784
20	2020/12/4	12800	1024	13824	13824	552960
21	2021/1/4	12800	1024	13824	13824	539136
22	2021/2/4	12800	1024	13824	13824	525312
23	2021/3/4	12800	1024	13824	13824	511488
24	2021/4/4	12800	1024	13824	13824	497664

作成日 2019年 5月 11日

(2/2頁)

契約番号	A070678264-000
契約者名	竹内英明事務所
契約種類	リース

〈お問合わせ先〉

リコーリース株式会社

推進第二部 関西契約RFセンター

TEL 06-4799-4400

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
25	2021:5:4	12800	1024	13824	13824	483840
26	2021:6:4	12800	1024	13824	13824	470016
27	2021:7:4	12800	1024	13824	13824	456192
28	2021:8:4	12800	1024	13824	13824	442368
29	2021:9:4	12800	1024	13824	13824	428544
30	2021:10:4	12800	1024	13824	13824	414720
31	2021:11:4	12800	1024	13824	13824	400896
32	2021:12:4	12800	1024	13824	13824	387072
33	2022:1:4	12800	1024	13824	13824	373248
34	2022:2:4	12800	1024	13824	13824	359424
35	2022:3:4	12800	1024	13824	13824	345600
36	2022:4:4	12800	1024	13824	13824	331776
37	2022:5:4	12800	1024	13824	13824	317952
38	2022:6:4	12800	1024	13824	13824	304128
39	2022:7:4	12800	1024	13824	13824	290304
40	2022:8:4	12800	1024	13824	13824	276480
41	2022:9:4	12800	1024	13824	13824	262656
42	2022:10:4	12800	1024	13824	13824	248832
43	2022:11:4	12800	1024	13824	13824	235008
44	2022:12:4	12800	1024	13824	13824	221184
45	2023:1:4	12800	1024	13824	13824	207360
46	2023:2:4	12800	1024	13824	13824	193536
47	2023:3:4	12800	1024	13824	13824	179712
48	2023:4:4	12800	1024	13824	13824	165888
49	2023:5:4	12800	1024	13824	13824	152064
50	2023:6:4	12800	1024	13824	13824	138240
51	2023:7:4	12800	1024	13824	13824	124416
52	2023:8:4	12800	1024	13824	13824	110592
53	2023:9:4	12800	1024	13824	13824	96768
54	2023:10:4	12800	1024	13824	13824	82944
55	2023:11:4	12800	1024	13824	13824	69120
56	2023:12:4	12800	1024	13824	13824	55296
57	2024:1:4	12800	1024	13824	13824	41472
58	2024:2:4	12800	1024	13824	13824	27648
59	2024:3:4	12800	1024	13824	13824	13824
60	2024:4:4	12800	1024	13824	13824	0

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
8	案分率	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
	備考	事務所賃借料(4月分) 1F 62,857円 2F 40,000円 <hr/> 102,857円

No 083841

領 収 証

竹内 英明 殿 令和 5 年 4 月 5 日

¥ 102,857-

上記金額正に領収致しました。

但し 上記金額の内 2F 40,000円は賃借料として

内 訳	受領日	金 額
計		

係 員

ヤング開発株式会社

本 社/高砂市米田町島2番地 TEL(079)431-2650
西明石支店/明石市野々上3丁目16番地の4 TEL(078)928-3911
姫路支店/姫路市佃町67番地の1 TEL(079)222-7380

令和1年9月17日

トホリハイツ 1F
竹内 英明 様

(株)ヤング住研 賃貸部
079-431-2646
担当 XXXXXXXXXX

消費税率引き上げに伴う賃料改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、皆様もすでにご承知のことと存じますが、本年10月1日からの消費税率の引き上げ（現行8%から10%）が決定されております。そこで、ご入居者様に関連のある賃料の改定項目について、以下のとおりお知らせいたします。

■賃料改定の内容

下記の料金につきましては、令和1年10月1日以降、一律に、消費税相当分8%を10%に賃料を改定させていただきますので、予めご了承下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

テナント賃料,共益費

(現 行)	61,714 円 (家賃 57,143 円+共益費	- 円+消費税8%相当分	4,571 円)
(10月以降)	62,857 円 (家賃 57,143 円+共益費	- 円+消費税10%相当分	5,714 円)

上記料金の改定につきましては、令和1年10月分（9月末のお支払い分）から適用させていただきますので、予めご了承ください。皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒ご理解下さいますよう、宜しくお願いいたします。

敬具

平成26年3月7日

トホリハイツ1F号室

竹内 英明 様

(株)ヤング住研 賃貸部

079-431-2646

担当

消費税率引き上げに伴う賃料改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、皆様もすでにご承知のことと存じますが、本年4月1日からの消費税率の引き上げ（現行5%から8%）が決定されております。そこで、ご入居者様に関連のある賃料の改定項目について、以下のとおりお知らせいたします。

■賃料改定の内容

下記の料金につきましては、平成26年4月1日以降、一律に、消費税相当分5%を8%に賃料を改定させて頂きますので、予めご了承下さいませ、宜しく願い申し上げます。

① テナント賃料、共益費

（現行） 60,000円（家賃57,143円＋消費税5%相当分2,857円）

（4月以降） 61,714円（家賃57,143円＋消費税8%相当分4,571円）

上記料金の改定につきましては、平成26年4月分（3月末のお支払い分）から適用させて頂きますので、予めご了承下さい。皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒ご理解下さいます、宜しくお願いいたします。

敬具

賃貸借契約書一部変更の覚書

賃借人 竹内 英明 様

物件の表示

- 1. 所在地 : 姫路市砥堀字高町 50 番
- 1. 名称・区分 : トホリハイツ 1F 号室
- 1. 賃貸借条件 : 家賃 (月) : 60,000 円
敷金 : 200,000 円
敷引金 : 200,000 円

平成 19 年 7 月 5 日付、(賃貸人) 千都興産株式会社と (賃借人) 竹内英明との間に於いて契約締結した、上記物件の賃貸借契約に関して、一部変更が生じ、下記の通り取り決める。


記


1. 平成 24 年 12 月 22 日に、トホリハイツ 1F 号室の所有権が売買により千都興産株式会社からヤング開発株式会社に移転したことに伴い、本物件の賃貸人は、ヤング開発株式会社に変更する。
2. 新賃貸人であるヤング開発株式会社が、千都興産株式会社から家主としての地位を全て継承し、本契約事項をそのまま引き継ぐものとする。
3. 本物件の賃貸借契約の終了、解約等による敷金返還義務は新賃貸人ヤング開発株式会社にある。
4. 賃借人の家賃・共益費等の支払い方法は従来通り、賃借人の銀行口座からの自動引き落とし払いとする。

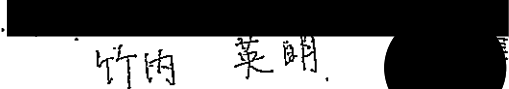
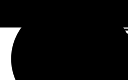
以上

平成 25 年 1 月 10 日

以上、取り決め事項を確認する為、本書を式通作成し、記名捺印の上、各者通を別紙本賃貸借契約書と共に保有する。

(新) 賃貸人 住所 高砂市米田町島 2 番地
氏名 ヤング開発株式会社
代表取締役 伊藤 勝  印

(旧) 賃貸人 住所 高砂市米田町米田 150 番地の 1
氏名 千都興産株式会社
代表取締役 伊藤 栄  印

賃借人 住所 
氏名 竹内 英明  印

名

トホリハイツ 1F

竹内 英明 様

定期建物賃貸借契約書 事業用

契約期間

始期	平成 19 年 6 月 1 日 から	10 年 間
終期	平成 29 年 5 月 31 日 まで	

(契約終了の通知をすべき期間平成28年6月1日から
平成28年11月31日まで)

定期建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人（甲） 千都興産株式会社

1. 当事者の氏名

賃借人（乙） 竹内 英明

2. 賃貸借物件の表示

1. 所在地 姫路市砥堀50

1. 名称・区分 トホリハイツ 1F

1. 構造 鉄骨造2階建

1. 面積 12.70坪

上記当事者間において、上記物件（以下「本物件」という）を次の条件をもって借地借家法（以下「法」という。）第88条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約書を2通作成し、甲・乙各1通これを保有する。

記

第 1 条 （使用目的等）

(1) 店舗・事務所

(2) 乙は甲の書面による承諾がない時、本物件を前記使用目的以外に使用してはならない。

第 2 条 （契約期間等）

(1) 賃貸の期間は平成19年6月1日から平成29年5月31日までとする。

(2) 本契約は法第38条に基づく定期建物賃貸借契約であり、上記期間の契約の更新はない。

(3) 乙は甲より、上記内容を記載した旨の書面の交付を受け、説明を受けたことを確認する。

(4) ①前記期間が1年以上である場合には甲は、第1項に規定す

る期間の満了の1年前から6ヶ月までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

②甲が乙に期間満了後に通知した場合には、通知の日から6ヶ月経過した時点で本契約は終了する。

第3条（賃料）

(1) 賃料は1ヵ月金60,000円（家賃金60,000円、共益費金1円、消費税込）と定め、毎月26日までに翌月分を甲又は甲の指定する者に甲の指定する方法で支払うものとし、振込等に係る費用は乙の負担とする。本契約締結時の賃料は日割計算とし、解約明渡し時は日割計算を行わないものとする。

(2) 前項の賃料は諸動価並びに公租公課等の変動又は近隣の賃料に比較して不相当となった時、その他経済上の変動等により賃料変更の必要が生じた時には、第2条の期間中といえども、第8条に定める賃料を改定できるものとする。

(3) 賃料等の支払方法は、甲の定める所定の方式により乙の取引銀行からの銀行自動引落とし払いとする。

(4) 乙が賃料を延滞した場合、その延滞金額に対し年14.5%の延滞損害金を甲は乙に請求できるものとする。

第4条（諸料金）

電気、ガス、水道、ゴミ処理、自治会等の料金は、乙の負担とする。

第5条（敷金）

(1) 乙は敷金として金200,000円を契約締結時迄に甲に交付する。

①敷金は無利息とし、本契約が終了し本物件の明渡し後1ヵ月経過後に、甲は敷金より敷引き金並びに本契約で発生す

る等差し引いて乙に返還する。尚、敷金の精算金返還に係る振込手数料は乙の負担とする。

②甲は敷金より敷引金として、金200,000円（消費税込）を差し引く。

(2) 乙は本契約が終了し明渡し後1ヶ月経過後でなければ、敷金をもって賃料その他本契約上の支払い債務に充当する旨を甲に主張する事はできないものとする。

(3) 甲は乙が明渡しの時、原状復帰費・未収の賃料・その他の債権等を有する場合は、敷引金を差し引いた後の敷金からその弁済を受ける事ができるものとする。尚、精算に係る乙の債務が敷金精算額を超えた場合は、甲は乙に対しその相当金額を請求する事ができるものとする。

(4) 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡できないものとする。

第6条（乙の善管注意義務）

乙は本物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

第7条（原状変更）

(1) 乙は甲の書面による承諾を得た時でなければ、本物件の造作模様替等原状を変更する事ができないものとする。

①乙が甲の書面による承諾を求める場合乙は、設計仕様書並びに見積書等工事内容を明確にする書面を甲に提出する。

②甲は工事進行中といえども、その工事により建物の基礎構造に変更又は損傷を来し、もしくは原状回復に著しい困難を生ずるおそれがあると認める時には、乙に対し必要な指示をする事ができ、乙はこれに従うものとする。

③原状変更工事に要する費用は乙の負担とし、甲に対し甲のその費用の償還を請求しないものとする。

④乙の施した内装に賦課された公租公課（不動産取得税及び

固定資産税等)は乙の負担とする。

- (2) 乙が水道、電気、ガス、クーラー等の配管及び取付けの為建物に穴等を明け施工する場合、甲の書面による承諾を得なければならぬ。工事人についても甲の承諾を必要とする。

第 8 条 (修 理)

- (1) 乙の責めに帰すべき毀損等については、乙はその都度これを修理して原状に復すか、若しくはその損害を賠償しなければならない。尚、次項の場合も乙の負担とする。

①乙が自らおこなった造作部分の修理

②乙の専有部分の内装・設備修理

③その他、乙の負担すべき事情のある場合

- (2) 本物件内のクロス、建具類、窓ガラス・空調設備・照明器具・スイッチ・コンセント等及び付属品の修繕については、その損耗及び破損の原因の如何に係らず乙の負担とする。
- (3) 乙は本物件内の水洗便所、排水管掃除等一切を管理し費用の一切を負担すること。
- (4) 使用者負担の原則により、何人が排水管をつめたか判明しない場合も、それを利用する賃借人が修理費を負担すること。
- (5) 甲が設置した設備においても、乙のみが使用する設備については乙において管理整備し、修理費用は乙の負担とする。
- (6) 第三者による本物件の毀損及び汚濁は乙において管理整備し、修復費用は乙の負担とする。
- (7) 乙の修繕管理の不備により乙損害が生じた時は、乙はその損害を負担し、甲に対して一切の費用の請求をしないこと。

第 9 条 (甲の責任範囲)

- (1) 甲は同一建物内外を問わず、他の賃借人及び第三者の火災の類焼にもとづく乙の損害については一切責任を負わない。
- (2) 天災・火災・風水害・地震等による乙の損害については、甲

はその三を負わない。

- (3) 漏水、結露、盗難もしくは諸設備の故障等による乙の損害については、甲はその責任を負わない。

第 10 条 (不在通知)

- (1) 乙が1ヵ月以上にわたる外出・外泊等により留守にする場合、乙は甲に対して事前に通知しておくものとする。
- (2) 甲は乙に対して連絡を必要とする時、3ヶ月以上にわたり連絡不可の場合、甲は本物件内の乙の所有物件を任意に処分し、本契約を解除できる。

第 11 条 (乙の禁止事項)

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外に使用すること。
- (2) 第三者に対して賃借権の譲渡・転貸(共同使用、営業の委託、その他これに準ずる行為を含む)又は敷金を担保に差入れられること。
- (3) 甲の承諾なしに、法人である場合の商号変更、組織変更及び代表者を変更すること。又、個人である場合の法人成り。
- (4) 改築をなすこと。但し甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 甲の承諾なく本物件内に甲が施設した上下水道設備、電気引込線、ガス配管設備、電気及び動力設備、その他の既存設備に変更を加え、又は増設すること。
- (6) 建物又は本物件内に過度の重量物又は危険物等を持ち込むこと。
- (7) 周囲の迷惑、その他建物の美観を損う行為。
- (8) 暴言暴行、飲酒狂乱等の行為及び、第三者に迷惑となる行為
- (9) ペット等動物を本物件内並びに本物件敷地内に搬入飼育すること。
- (10) 乙は建物の修理・毀損、又は第三者とのトラブル、その他い

かなる理由を問わず、甲に対して営業又は休業補償等の請求をすることができないものとする。

第 12 条 (立入)

甲又は甲の指定する者は本物件の維持又は修繕等必要がある場合には、本物件に立入る事ができる。この場合、緊急の場合を除き、事前に乙の了解を得るものとする。

第 13 条 (契約の消滅等)

- (1) 法令・公共事業のために本物件が使用禁止又は、収用される場合、あるいは天災・火災等のため、本物件が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。
- (2) 前項の場合においても乙の責めに帰すべき事由による甲の損害に対しては、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 14 条 (契約の解約)

乙が本契約の解約を申し出る時は、予め3ヶ月以前に甲指定の書式により解約申出を提出しなければならない。但し乙は、前記予告期間に代えて予告期間に相当する賃料もしくは賃料相当額の損害金を甲に支払うことにより随時本契約を解約することができる。

第 15 条 (契約終了の場合の措置)

- (1) 期間満了、解約、解除、その他本契約の消滅した場合、乙は所有物を直ちに搬出し、甲に本契約書並びに鍵を返還すること。尚、明渡し迄に使用した電気・水道・ガスの領収書は敷金返済までに甲に提示すること。
- (2) 乙は自然損耗によるもの、甲が承認したもの以外は、すべて乙の費用にて契約当時の原状に回復する義務がある。
- (3) 本物件の原状復帰の範囲に関する判断については甲の判断を尊重し、工事を甲又は甲の指定する業者が行い乙が費用負担すること乙は同意し、これらについて何等異議を述べない

事とする。

④その他乙の占有上発生した修理に要する費用。

⑤本物件明け渡し後甲は甲所定の方法で鍵を交換し、乙は甲の定める費用を甲に支払うものとする。

- (4) 乙は有益費用・造作費用・移転料・立退料その他何等の請求をしないものとする。
- (5) 本契約が解約、解除その他の事由によって消滅した後も、乙が本物件を明け渡さない時は、その後明け渡しに至るまで賃料の倍額に相当する金員を損害金として甲に支払わなければならない。また明け渡し遅滞に伴って甲が要した費用及び甲が被った損害をも乙が甲に賠償しなければならない。
- (6) 本物件に乙が残置した物がある時は、甲は任意に処分または廃棄する事ができ、これに要した費用を乙は甲に支払わなければならない。

第 16 条 (無催告契約解除)

次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、甲は催告その他何等の手続きを要せず本契約を解除する事ができる。

- (1) 賃料の支払いを3ヶ月分以上滞納した場合。
- (2) 本契約の第1条、第10条、第11条の規定に抵触する行為があった場合。
- (3) 正当な理由なく又は無届にて2ヶ月以上本物件を使用しない場合、又は約束を実行しない場合。
- (4) 本契約に違背する行為があった場合。
- (5) 甲に何の通告もなしに本物件を引払い退去した時。
- (6) 差押、仮差押若しくは仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社更生、会社整理、営業の廃止、解散もしくは失踪・死亡等の宣告を受けた時。

- (7) 法人の場合、乙の代表者変更が甲が承諾していない時。
- (8) 乙が不正な行為によって入居したと甲が判断した場合。
- (9) 監督官庁から営業停止、又は営業免許、もしくは営業登録の取消の処分を受けた時。
- (10) ①暴力団の事務所として使用した時。
- ②暴力団（これに類する団体等を含む）、又は構成員と判断した場合。
- ③暴力団組織の表示などをした時。
- ④暴力団員又は暴走族等の「たまり場」にした時。
- ⑤賭博の開帳、競輪・競馬等のノミ行為、売春の斡旋、麻薬・覚醒剤の密売、その他刑罰法令に触れるような行為をするようになった時。
- ⑥他の入居者、近隣居住者等に不安を抱かせ、若しくは迷惑を及ぼした時。
- ⑦公序良俗に違反する行為を行った時。

第 17 条 (紛争の解決)

- (1) 乙と第三者との間に生じた事故及び紛争については、乙において処理するものとする。
- (2) 諸事の紛争についての甲との交渉は、乙本人あるいは乙の代理弁護士以外は、一切認めないものとする。委任状等による代理人は認めない。
- (3) 本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地（甲が個人の場合は甲の住居地）の管轄裁判所とする。

第 18 条 (規定外次項)

本契約に定めのない次項については、関係法規に従うものとする

第 19 条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は乙と連帯して本契約の義務履行に責任を負うものとし、以後契約の更新を行った際も同様とする。

- (2) 連帯保証人が亡した時、又は連帯保証人として適切でないとして甲が判断した時は、新たな連帯保証人を必要とし、乙は直ちに書面をもって届け出、甲の承諾を得なければならない。

特 約 条 項

- 1. 敷金と賃料の全額が入金された時、物件の引渡しを行う。
- 1. 乙が本物件の原状変更を行う場合、乙は甲の書面による承諾をえなければならない。甲の書面による承諾が無い場合、乙は一切の原状変更は出来ないものとする。又、工事人についても、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 1. 乙または乙の工事関係者が内装工事施工時に、建物本体もしくは本体設備に損傷を与えた場合、乙はその都度これを修理して原状に復すか、もしくはその損害を甲に支払わなければならない。
- 1. 本契約が期間満了・解約・解除その他の理由により終了した場合、乙が当該物件について支出した金銭又は造作費用、その他営業権・腰旗代・移転料・立ち退き料等これに類する一切の費用を甲に請求することが出来ない。
- 1. 乙が、濡水等により他店及び建物に損害を与えた場合、乙の責任において補修及び補償をするものとする。
- 1. 本物件の駐車場は、本物件間口と国道 8.1 2 号線との間とし他の賃借人等に迷惑を掛けぬよう使用する事。
- 1. ゴミ処理については、乙は姫路市公認業者と契約し、乙の費用負担にて処理をするものとする。

以上

平成19年7月5日

貸貸人(甲) 住所 高砂市米田町米田150番地の1
氏名 千都興産株式会社
電話 代表取締役 伊藤栄蔵

貸借人(乙) 住所 [Redacted]
氏名 竹内 英明
本籍地 [Redacted]
勤務先名称 兵庫県議会
勤務先電話 078-362-3726

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
電話 [Redacted]

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

媒介業者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
取引主任者 _____

管理者 _____

平成19年7月4日

定期賃貸事務所契約についての説明

貸主(甲) 住所 高砂市米田町米田150番地の1
氏名 千都興産株式会社
代表取締役 伊藤栄蔵

代理人 住所 _____
氏名 _____

下記事務所について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記事務所の賃貸借契約は、期間の満了と同時に当然に終了し、いわゆる更新がありませんのでご注意ください。

(1)事務所	名称	トホリハイツ	
	号室	1F	
	所在地	姫路市砥堀 50	
(2)契約期間	始期	19年6月1日から	10年 月間
	終期	29年5月31日まで	

上記事務所につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

平成19年7月4日
借主(乙)住所 [Redacted]
氏名 竹内 英明

賃貸借契約書一部変更の覚書

賃借人 竹内 英明 様

物件の表示

1. 所在地 : 姫路市砥堀字高町 50 番
1. 名称・区分 : トホリハイツ 2F 号室
1. 賃貸借条件 : 家賃 (月) : 37,000 円
共益費 (月) : 3,000 円
敷金 : 300,000 円
敷引金 : 解約時家賃の3ヶ月分

平成14年3月16日付、(賃貸人)千都興産株式会社と(賃借人)竹内英明との間に於いて契約締結した、上記物件の賃貸借契約に関して、一部変更が生じ、下記の通り取り決める。

記

- 平成24年12月22日に、トホリハイツ 2F 号室の所有権が売買により千都興産株式会社からヤング開発株式会社に移転したことに伴い、本物件の賃貸人は、ヤング開発株式会社に変更する。
- 新賃貸人であるヤング開発株式会社が、千都興産株式会社から家主としての地位を全て継承し、本契約事項をそのまま引き継ぐものとする。
- 本物件の賃貸借契約の終了、解約等による敷金返還義務は新賃貸人ヤング開発株式会社にある。
- 賃借人の家賃・共益費等の支払い方法は従来通り、賃借人の銀行口座からの自動引き落とし払いとする。

以上

平成 25 年 / 月 / 日

以上、取り決め事項を確認する為、本書を式通作成し、記名捺印の上、各書通を別紙本賃貸借契約書と共に保有する。

(新) 賃貸人

住所
氏名

高砂市米田町島 2 番地
ヤング開発株式会社
代表取締役 伊藤 勝



印

(旧) 賃貸人

住所
氏名

高砂市米田町米田 150 番地の1
千都興産株式会社
代表取締役 伊藤 栄蔵



印

賃借人

住所
氏名

竹内 英明

印

名称・区分 トホリハイツ 2階 戸号

小山

竹内 英明 様

定期建物賃貸借契約書 住宅用

契約期間

始期	平成 14 年 4 月 1 日から	8 年 0 月間
終期	平成 22 年 3 月 31 日まで	

(契約終了の通知をすべき期間平成 21 年 3 月 31 日から
平成 21 年 9 月 30 日まで)

定期建物賃借契約書 (住宅用)

1. 当事者の氏名
賃貸人(甲) 千都興産株式会社
賃借人(乙) 竹内 英明

2. 賃借物件の表示

1. 所在地 姫路市歌城50
1. 名称・区分 トホリハイツ 2階 下号
1. 種類・構造 共同住宅・鉄骨造2階建
1. 間取・設備 2DK
1. 面積 住居専有面積 38.88㎡ バルコニー面積 4.68㎡

上記当事者間において、上記物件(以下「本物件」という。)を次の条件をもって借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃借契約(以下「本契約」という。)を締結し、本契約書を2通作成し、甲・乙各1通これを保有する。

記

第1条 (使用目的等)

- (1) 住居
- (2) 乙は本物件を住居以外に使用してはならない。
- (3) 同居・一時貸し・留守番等の名目で第三者を入居させてはならない。
又、契約時以外の者は、甲の許可なく同居してはならない。
- (4) 本契約の名称人乙と入居者が異なる場合には、後記入居者が転出した時点で本契約は解約となる。

入居者の氏名 竹内 英明 とする。
家族構成 1名

氏名	続柄	年齢
次		
居		
家		
族		

(5) 乙は、当地区の自治会に加入する事とする。

第2条 (契約期間等)

- (1) 賃貸借の期間は平成14年4月1日から平成15年3月31日までとする。
- (2) 本契約は良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法第5条に基づく定期建物賃貸借契約であり、上記期間の契約の更新はない。上記期間の満了によって本契約は当然に終了する。
- (3) 乙は甲より、上記内容を記載した旨の書面の交付を受け、説明を受けたことを確認する
- (4) ① 前記期間が1年以上である場合には甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間 (以下「通知期間」という。) に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- ② 甲が乙に期間満了後に通知した場合には通知の日から6ヶ月経過した時点で本契約は終了する。

第3条 (賃料)

- (1) 賃料は1ヶ月金40,000-円 (家賃金27,000-円、共益費金13,000-円) と定め、毎月26日までに翌月分を甲又は、甲の指定する者に甲の指定する方法で支払うものとし、振込等に係る費用は乙の負担とする。

本契約締結時賃料は日割計算とし、明け渡し時は日割計算を行わないものとする。

- (2) 前項の賃料は諸物価並びに公租公課等の変動又は近隣の賃料に比較して不相当となった時、その他経済上の変動等により賃料変更の必要が生じた時には、改定をできるものとする。
- (3) 賃料等の支払方法は、甲の定める所定の方式により乙の取引銀行からの銀行自動引落し払いとする。
- (4) 乙が賃料を延滞した場合、年15.0%の遅延損害金を甲は乙に請求できるものとする。

第4条 (諸料金)

電気、ガス、水道、ゴミ処理、自治会等の料金は、乙の負担とする。

第5条 (敷金)

- (1) 乙は敷金として金200,000-円を本契約締結時迄は甲に交付する。
- ① 敷金は無利息とし、本契約が終了し本物件の明け渡し完了後1ヶ月経過後に、甲は敷金より敷引金並びに本契約で発生する債権等を差し引いて乙に返還する。尚、敷金の精算金返還に係る振込手数料は乙の負担とする。
- ② 甲は敷金より敷引金として、家賃の3ヶ月分を差し引くものとする。
- (2) 乙は、敷金をもって賃料その他本契約上の支払い債務に充当する旨を、甲に主張することはできないものとする。
- (3) 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡できないものとする。

第6条 (乙の善管注意義務)

- (1) 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。
- (2) 建物入口・エレベーター・階段・廊下・ゴミ置場等は、乙が清掃等を行い、美化に努めるものとする。

第7条 (原状変更)

(1) 乙は甲の書面による承諾を得たときでなければ、本物件の造作模様替等原状を変更することができないものとし、工事人についても甲の承諾を必要とする。

(2) 乙が水道、電気、ガス、クーラー等の配管及び取付けのため建物に穴等をあけ施行する場合、甲の書面による承諾を得なければならない。工事人についても甲の承諾を必要とする。

第8条 (修理)

(1) 乙の責めに帰すべき毀損等については、乙はその都度これを修理して原状に復すか、もしくはその損害を賠償しなければならない。消、次項の場合も乙の負担とする。

- ① 乙が自らおこなった造作部分の修理
- ② 畳の表替、襖の貼り替等の内装の修理
- ③ 水道、ガス、電気、窓ガラス、ガス風呂、浴槽、器具等の修理
- ④ その他、乙の負担すべき事情のある場合

(2) 乙は本物件内の水洗便所、排水管掃除等一切を管理し費用の一切を負担すること。

(3) 使用者負担の原則により、何人が排水管をつめたか判明しない場合も、それを利用する賃借人が共同して修理費を負担すること。

(4) 甲が設置した設備においても、乙のみが使用する設備については、乙において管理整備し、修理費用は乙の負担とする。

(5) 他の賃借人又は第三者による本物件の毀損及び汚濁は乙において管理整備し、修復費用は乙の負担とする。

(6) 乙の修繕管理の不備により、乙または他の入居者に損害が生じたときは、乙はその損害を負担し、甲に対して一切の費用の請求をなさないこと。

第9条 (甲の責任範囲)

(1) 甲は同一内外を問わず、他の賃借人及び第三者の火災の類焼にもとづく損害については一切責任を負わない。

(2) 天災・火災・風水害・雨・地震等による乙の損害については、甲はその責任を負わない。

(3) 漏水、結露、盗難もしくは諸設備の故障等による乙の損害については、甲はその責任を負わない。

第10条 (転貸等の禁止)

(1) 乙は本物件の全部又は一部転貸(共同使用・その他これに準する行為を含む)、もしくは賃借権の譲渡等甲の迷惑となる一切の行為をしてはならない。

(2) 入居家族に変化がある場合、乙は甲の書面による承諾を得なければならない。

第11条 (不在通知)

(1) 乙が1ヶ月以上にわたる外出・外泊等により留守にする場合、乙は甲に対して事前に通知しておくものとする。

(2) 甲は乙に対して連絡を必要とするとき、3ヶ月以上に渡り連絡不可の場合、甲は本物件内の乙の所有物件を任意に処分し、本契約を解除できる。

第12条 (乙の禁止事項)

(1) 本物件を第1条の目的以外に使用してはならない。

(2) 暴言暴行、飲酒狂乱等の行為及び騒音、高音の発生等について近隣者の迷惑となる行為はしてはならない。

(3) 屋根上にテレビ用アンテナ及び温水器等を取り付けてはならない。又、風紀を乱したり、家畜、ペットを飼育してはならない。

(4) 本物件及び本物件敷地内に、危険物・過重量物・衛生上有害な物・近隣より苦情の出る物品等を持ち込む等他人に迷惑になる行為及び植栽、

その他建物の美観を損なう行為をしてはならない。

(5) 第三者に対して賃借権の譲渡・転賃又は敷金を担保に差入れることはできない。

(6) 本物件内に甲が施設した上下水道設備、電気引込線、ガス配管設備、電気及び動力設備、その他の既存設備に変更を加えたり増設することはできない。

第 13 条 (立入)

甲又は甲の指定する者は、本物件の維持又は修繕等必要がある場合には、本物件に立入る事ができる。この場合、緊急の場合を除き事前に乙の了解を得るものとする。

第 14 条 (契約の消滅等)

(1) 法令・公共事業のために建物が使用禁止又は、収用される場合、あるいは天災・火災等のため、家屋が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。

(2) 前項の場合においても乙の責めに帰すべき事由による甲の損害に対しては、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 15 条 (契約終了の場合の措置)

(1) 乙は、本契約が終了する日(甲が第 2 条第 4 項①に規定する通知をしなかった場合においては、同条第 4 項②に規定する通知をした日から 6 月を経過した日)までに(第 16 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明渡さなければならず、乙は甲に本契約書並びに鍵を返還するものとする。

(2) 乙は自然消滅にかかるもののほかは、すべて乙の費用にて契約当時の原状に回復する義務がある。尚、次項の場合は乙の負担とする。

① 破れ・穴・汚れ・変色・カビ・家具跡等に依る、畳・カーペット・クッションフロア・障子・襖・クロス等の表替、貼替、取替並びに塗

装の塗替に要する費用。

② 畳、障子、襖等は、乙の占有期間の長、短を問わず明け渡し時には必ず表替、貼替、又は取替えを行なうものとする。

③ その他乙の占有上発生した修理に要する費用。

④ 本物件明け渡し後甲は甲所定の方法で鍵を交換し、乙は甲の定める費用を甲に支払うものとする。

⑤ 本物件の原状復帰の範囲に関する判断については全て甲の判断を尊重し、工事を甲又は甲の指定する業者が行ない乙が費用負担する事に乙は同意し、これらについて何等異議を述べない事とする。

(3) 乙は有益費用・造作費用・移転料・立退料その他何等の請求をしないものとする。

(4) 本契約が満了、解除その他の事由によって消滅した後も、乙が本物件を明け渡さない時は、その後明け渡しに至るまで賃料の倍額に相当する金員を損害金として甲に支払わなければならない。

また明け渡し遅滞に伴って甲が要した費用及び甲に与えた損害をも乙が賠償しなければならない。

(5) 本物件に乙が残置した物がある時は、甲は任意に処分または廃棄することができ、これに要した費用を乙は甲に支払わなければならない。

第 16 条 (無催告契約解除)

乙が次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、甲は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除する事が出来る。

(1) 賃料の支払いを 3 ヶ月分以上滞納した場合。

(2) 約定に反し、この契約第 1 条、第 11 条、第 12 条の規定に抵触する行為があつた場合。

(3) 正当な理由なく又は無届にて 2 ヶ月以上本物件を使用しない場合、又は約束を実行しない場合。

- (4) 本契約に違背する行為があった場合。
- (5) 甲になんの通告もなしに本物件を引払い退去した時。
- (6) 差押、仮差押もしくは仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または破産、和議、会社更生、会社整理、資産減少、営業の廃止・変更、解散をした時。
- (7) 法人の場合、乙の代表者変更甲が承諾できない時。
- (8) 不正な行為によって入居した場合。
- (9) ①暴力団の事務所として使用した時。
 ②暴力団（これに類する団体等を含む）、又は構成員と判明した場合。
 ③暴力団組織の表示などをした時。
 ④暴力団員又は暴走族等の「たまり場」にした時。
 ⑤賭博の開帳、競輪・競馬等のノミ行為、売春の斡旋、麻薬・覚醒剤の密売、その他刑罰法令に触れるような行為をするようになった時。
 ⑥他の入居者、近隣居住者等に不安を抱かせ、もしくは迷惑を及ぼした時。
 ⑦公序良俗に反する行為を行った時。

第 17 条 (紛争の解決)

- (1) 乙と他の賃借人との間に生じた事故及び紛争については、乙において処理するものとする。
- (2) 諸事の紛争についての甲との交渉は、乙本人あるいは乙の代理弁護士以外は、一切認めないものとする。委任状等による代理人は認めない。
- (3) 本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地（甲が個人の場合は甲の住居地）の管轄裁判所とする。

第 18 条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規に従うものとする。

第 19 条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人と連帯して本契約の義務履行に責任を負うものとする。
- (2) 連帯保証人が死亡した時、又は、連帯保証人として適切でない甲が判断した時は、新たな連帯保証人を必要とし、乙は直ちに書面をもって届け出、甲の承諾を得なければならない。

特 約 条 項

- 1. 敷金と賃料の全額が入金された時、物件の引渡しを行う。
- 1. 乙は本物件引渡し時迄に甲の指定する火災保険に、加入しなければならないものとする。

以上の特約条項について、甲乙共確認した。

平成14年3月16日

貸貸人(甲) 氏名 高砂市米田町米田150番地の1
千都興産株式会社
住所 千都興産株式会社
電話 代表取締役 伊藤 栄夫

印



賃借人(乙) 氏名 竹内 英明
住所 [Redacted]
本籍地 [Redacted]
勤務先名称 [Redacted]
勤務先電話 [Redacted]

連帯保証人 氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

実印

連帯保証人 氏名 _____
住所 _____
電話 _____

媒介業者 住所 _____
商号 _____

代表者氏名 _____
電話 _____
取引住所名 _____

管理者

平成14年3月16日

定期賃貸住宅契約についての説明

貸主(甲)住所 高砂市米田町米田150番地の1
千都興産株式会社
氏名 代表取締役 伊藤 栄夫



代理人 住所 高砂市米田町島2番地
ヤング開発株式会社
氏名 代表取締役 伊藤 栄夫



下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、
借地借家法第8条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、期間の満了と同時に当然に終了
し、いわゆる更新がありませんので御注意下さい。

(1) 住宅	名称	トホリハイツ	
	所在地	姫路市砦塚50	
	号室	2階 7号	
(2) 契約期間	始期	14年4月1日から	8年0月間
	終期	22年3月31日まで	


上記住宅につきまして、借地借家法第8条第2項に基づ
く説明を受けました。

平成 年 月 日
借主(乙)住所 [Redacted]

氏名 竹内 英明

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
9	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div style="text-align: center;">  <p>市内品書 (領収書)</p> <p>いつもご利用ありがとうございます。</p> <p>平野石油株式会社 セルフステージ宮田SS 兵庫県姫路市勝原区宮田537-1 TEL:079-271-3603 SS-51403</p> <p>2023年04月13日 14:09 伝票No.0057 通番3114</p> <p>VISA 様 お買上 VISA</p> <p>0200 レギュラー P19 ¥4063 数量 26.21(L) 単価 @155</p> <hr/> <p>合計 ¥4,063 (内消費税10%(対象 ¥4063) ¥369) 承認No.0000690804 処理通番 30851 端末番号:658530000000 IC サイクル ATC:004E カードシケンス番号:01 APL:VISACREDIT AID:A0000000031010 1309-1312 07 2023/04/13</p> <p>レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様をお願いします</p> <p>本領収書は県議会議員竹内英明宛てのものである</p> </div>	<p>共通案分率 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <hr/> <p>ガソリン代</p> <p>備考</p>

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
10	<p data-bbox="236 510 1423 488">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div data-bbox="459 533 778 591"> </div> <div data-bbox="507 600 737 663"> </div> <p data-bbox="434 689 772 725">納品書 (領収書)</p> <p data-bbox="411 743 788 779">いつもご利用ありがとうございます。</p> <p data-bbox="411 801 817 918">平野石油株式会社 セルフステージ宮田SS 兵庫県姫路市勝原区宮田537-1 TEL:079-271-3608 SS-51403</p> <p data-bbox="424 940 826 994">2023年04月16日 14:41 伝票No.2870 通番3070</p> <p data-bbox="411 1025 737 1057">楽天カード 様</p> <p data-bbox="411 1079 644 1111">お買上 楽天カード</p> <p data-bbox="411 1137 829 1249">0200 レギュラー P19 ¥8349 数量 54.57(L) 単価 @153</p> <hr/> <p data-bbox="418 1272 829 1326">合計 ¥8,349</p> <p data-bbox="418 1326 829 1357">(内消費税10%(対象 ¥8349) ¥759)</p> <p data-bbox="418 1357 829 1388">承認No.0004730950 処理通番 30950</p> <p data-bbox="418 1388 829 1420">端末番号:658530000000 IC サイルス</p> <p data-bbox="418 1420 829 1451">ATC:007D カードシケル番号:00</p> <p data-bbox="418 1451 829 1482">APL:VISACREDIT</p> <p data-bbox="418 1482 829 1514">AID:A0000000031010</p> <p data-bbox="418 1514 829 1545">6267-6270 07 2023/04/16</p> <p data-bbox="418 1545 829 1576">レシートを折りたたんで保管の際は</p> <p data-bbox="418 1576 829 1608">印字面が内側になる様をお願いします</p> <p data-bbox="296 1576 932 1612">本領収書は県議会議員竹内英明宛てのものである</p>	<p data-bbox="1120 510 1423 546">共通案分率 25%</p> <p data-bbox="1120 560 1423 595">それ以外の案分 %</p> <p data-bbox="1120 609 1423 645">案分の説明</p> <p data-bbox="1078 645 1110 734">案分率</p> <p data-bbox="1120 878 1257 913">ガソリン代</p> <p data-bbox="1078 976 1110 1043">備考</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <input type="checkbox"/> 事務所費・事務費・人件費	
11	別紙	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考
		来客用駐車場代(4月分)

ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾏｷさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0417129892

2023年4月17日 10:23

振込内容

振込先

受取人名

出金口座

振込依頼人

電話番号

ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾏｷ

合計引落金額

振込金額

手数料

振込依頼日

(資金引落日)

振込指定日

10,000円

10,000円

0円

2023年4月17日(月)

2023年4月17日(月)

駐車場所使用契約書

特約

1. 駐車中の損傷、盗難等は地主は責任をとりません。

車場所の表示

名称	各種外科器具車庫
所在地	姫路市砥柱ニレノ木 24
E車指定場所	D

種等

登録(車両)番号	乗客用
車名	
登録名義人	
使用者名義	
使用目的	自家用 商用 その他()

契約期間等

契約期間	平成19年9月1日から平成21年8月31日までの2年間
借主の解約通知	解約期日の1ヶ月前
貸主の解約通知	解約期日の6ヶ月前

保証金(敷金)等

保証金(敷金)	金 10,000 円也
保証金(敷金)の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後 日以内

駐車料金、※下記明細には、地方消費税も含まれています。

駐車料金(月額)	金 5,000 円也 (うち消費税 円也)
----------	-----------------------

車庫証明発行時の駐車料金の前納

本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の	6ヶ月分を前納する
その他の費用	別契約とする。

駐車料金の支払い方法、前月末日までに、お振込み下さい。

持参払い(場所)	銀行・信用金庫・	支店
振込払い	フリガナ	口座番号
	口座名義人	

貸借人 (以下「貸主」という) と、賃借人 竹内英明 (以下「借主」という) との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署名(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年9月4日

(貸主) 住所 氏名 TEL
 (代理人) 住所 氏名 TEL

(借主) 住所 氏名 TEL
 借主の親族の連絡先

(管理者) 住所 商号(名称) TEL

(媒介業者) 免許番号 [知事・建設大臣] () 号
 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 取引主任者 登録番号() 第 号

(媒介業者) 免許番号 [知事・建設大臣] () 号
 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 取引主任者 登録番号() 第 号

駐車場所使用契約書

③ (業者受)

特約

一人駐車中の損傷、盗難等は地主は責任をとりません。

車場所の表示	称	倉積外科駐車場
	在 地	姫路市砥塚ニレノ木 24
	主車指定場所	E

種 等	登録(車両)番号	未登録
	車 名	
	登録名義人	
	使用者名義	
	使用目的	自家用 商用 その他()

契約期間等	契約期 間	平成17年 7月 / 日から平成21年 4月3 / 日までの 2 年間
	借主の解約通知	解約期日の 1 ヶ月前
	貸主の解約通知	解約期日の 6 ヶ月前

保証金(敷金)等	保証金(敷金)	金 10,000 円也
	保証金(敷金)の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後 日以内

駐車料金	※下記消費税には、地方消費税も含まれています。
駐車料金(月額)	金 5,000 円也 (うち消費税 円也)

車庫証明発行時の駐車料金の前納	本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の 6 ヶ月分を前納する
その他の費用	別契約とする。

駐車料金の支払い方法	前月末日までにお振込み下さい。
持参払い(場所)	銀行・信用金庫 支店
	口座番号
振込先	フリガナ
	口座名義人

貸賃人 (以下「貸主」という) と、賃借人 竹内英明 (以下「借主」という) との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年9月4日
 (貸主) 住所 [REDACTED] (代理人) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
 TEL [REDACTED] TEL [REDACTED]

(借主) 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]
 氏名 竹内英明 借主の職名の選定

(管理者) 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]
 商号(名称) [REDACTED]

(媒介業者) 免許番号 [知事・建設大臣] () 号
 事務所所在地 商号(名称) [REDACTED]
 代表者氏名 [REDACTED]
 取引主任者 登録番号() 号
 氏 名 [REDACTED]

(媒介業者) 免許番号 [知事・建設大臣] () 号
 事務所所在地 商号(名称) [REDACTED]
 代表者氏名 [REDACTED]
 取引主任者 登録番号() 号
 氏 名 [REDACTED]

契約条項

目的および条件

1 貸主は、借主に本駐車場所を、表記に記載する自動車の駐車場所として登記条件で貸出し、借主はこれを賃借した。

2 借主は、本契約締結と同時に、表記車種簿に記入できないときは、貸主に後日必ず車検証の写しを提出するものとする。

金（敷金）

3 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金（敷金）を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

料

4 借主は、表記賃料を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。

5 契約および解約時の賃料の計算は次のとおりとする。

- (1) 契約時の1ヶ月未満の賃料は、引渡し日をもって日割り計算とする。
- (2) 解約時の1ヶ月未満の賃料は、日割り差し戻しはしないものとする。

料の改定

6 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減、経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは賃料を改定することができる。

契約期間等

7 本駐車場所の賃借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主に異議がないときは更に1年間期間を延長することができる。

庫証明及び届出書

8 借主は、貸主から自動車保管場所証明（車庫証明）に要する使用承諾書の交付を受ける場合には、表記金額を前納するものとする。

9 第1項の定めにより前納された賃料は、途中で解約された場合であっても返還しないものとする。

10 使用承諾書の交付を受けた借主が、本契約を解約または終了したときは、貸主・借主が連名により警察へ提出する所定の届出書に定める借主が記入すべき事項（解約後の自動車の保管場所、譲渡先または廃車年月日）について記入し、かつ署名（記）名押印しなければならない。

車種等の変更

11 借主は、表記車種等の変更をするときは、事前に貸主に必要な事項を通知し承諾を得るものとする。

免責事項

12 貸主は、本駐車場内において生じた盗難・衝突及び破損・人身事故等および天災地変・風水害・火災等による事故被害に対して、一切その責を負わないものとする。

13 本契約は次の場合には、催告その他の手続を要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。

- (1) 本駐車場所が、天災地変・風水害・火災等によって駐車場所の使用が不可能となったとき。
- (2) 本駐車場所の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

禁止事項

14 借主は、貸主の書面による承諾を得ずに、本駐車場所の賃借権を第三者に譲渡またはこれを担保に供し、または第三者に転貸しもしくは使用させることをしてはならない。

契約の解除

15 契約期間中に貸主または借主が契約を解約するときは、表記期日までにその旨を相手方に対して通知するものとする。

16 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。

- (1) 駐車料金の支払いを滞納したとき
- (2) 表記自動車の駐車以外の目的に使用したとき
- (3) 有害・危険もしくは近隣の迷惑となる行為をしたとき
- (4) 貨物物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき
- (5) 借主が禁治産者、準禁治産者または破産の宣告を受けたとき
- (6) 借主が法人の場合、その法人が法人としての機能を喪失したと貸主が認めたとき
- (7) その他本契約の各条項に違反したとき

17 期間満了又は契約解除により本契約終了後、借主の自動車の本駐車場内に駐車してあるときは、貸主は適宜の方法で撤去できるものとし、借主は何ら異議を申さないものとする。なお、撤去に要する費用は借主の負担とする。

賠償責任

18 借主又はその関係者の行為により、貸主の設備・造作、その他駐車場内の他の自動車等に損害を与えたときは、借主は直ちにその旨を貸主に報告し、遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

保証金（敷金）の返還等

19 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務等を弁済し、明渡しなければならない。

20 貸主は、前項の債務弁済等の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、借主に保証金（敷金）を返還するものとする。ただし、未払いの賃料、損害金、その他借主が負担する債務が残存しているときは、保証金（敷金）をこれに充当してその残額を借主に返還するものとする。

21 借主は、契約上の保証金（敷金）返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

合意管轄

22 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

23 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
12	別紙	案分率
		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考 コピー機使用料(3月使用分)

外ウチヒデアキさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0417129625

2023年4月17日 10:23

振込内容

振込先

受取人名

出金口座

振込依頼人

電話番号

リコージャパン(カ)

外ウチヒデアキジムシヨ

合計引落金額

振込金額

手数料

振込依頼日
(資金引落日)

振込指定日

7,717円

7,717円

0円

2023年4月17日(月)

2023年4月17日(月)

ご請求書

RICOH

670-0802
兵庫県姫路市砥堀
50 トホリハイツ 1

ℙ-ジ:0001/0002

竹内ひであき事務所 様

発行日2023年04月10日 請求No. 23044733284

リコージャパン株式会社
お問合わせ 請求書お問い合わせ窓口
吹田市江の木町34-5 リコービル6



TEL:0120-611-099 6050311 60500172

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

410AKB1001552# 002303 0001/0002

お客様コード 6962493

(60520003849)

下記の通りご請求申し上げます。

2023年04月10日締分 お支払期日2023年05月31日 お支払方法 振込

今回ご請求金額(税込) 7,717 円

振込銀行	支店	種類	口座番号

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No. ご発注No.・備考	数量	単価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
04.10	IMC3000 パフォーマンスチャージ	396001 03/マツシメ			7,016	701
	お買上金額 合計	(税込)	7,717		7,016	701
		10%対象 (税込)	7,717		7,016	701

【お知らせ】弊社の適格請求書発行事業者登録番号は、T1010001110829 となります。
お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。


■サービス料金計算明細

<伝票No. 396001 >
・トナー込み契約です。

設置先名:本部 IMC3000 機番:615360	今回検針内容 3月31日	前回検針内容 2月28日	ご使用カウント
モノカラー総出力	15,644 カウント	13,480 カウント	2,164 カウント
フルカラー総出力 ①	1,470 カウント	1,312 カウント	158 カウント
フルカラーコピー (①-②)	328 カウント	326 カウント	2 カウント
フルカラープリント ②	1,142 カウント	986 カウント	156 カウント
パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		2,164カウント	
控除 1%の控除カウント		22カウント	
請求カウント		2,142カウント	
1 - 500 /月	2.5円	500カウント	1,250円
501 - 2000 /月	2.3円	1,500カウント	3,450円
2001 - 以上 /月	2.0円	142カウント	284円
フルカラーコピー		2カウント	
控除 1%の控除カウント		1カウント	
請求カウント		1カウント	
1 - 1000 /月	15.5円	1カウント	15円
フルカラープリント		156カウント	
控除 1%の控除カウント		2カウント	
請求カウント		154カウント	
1 - 1000 /月	13.1円	154カウント	2,017円
消費税等	7,016円	10%	701円
合計(税込み)			7,717円

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費	研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
13	 <p>三菱商事エネルギー マイセルフ Myself 納品書(領収書)</p> <p>売上 2023年04月27日 20:33 上 様</p> <p>オンライン予約(1) 0000</p> <p>レギュラー P-4 内税 10% 57.74L.J 8147.00 ¥8488 00010.00</p> <p>----- 合計 ¥8,488 (内消費税等 ¥772)</p> <p>前回プリカ残高 ¥30,085 今回プリカ残高 ¥21,597 ランク 3</p> <p>----- 前回ポイント残高 加算ポイント 今回ポイント残高</p> <p>(897133) 2023/04/27 (897133) 三菱商事エネルギー Myself 312保城店 兵庫県姫路市保城457-1 TEL079-288-8109 シートNo. 0952-02</p>	共通案分率 25% それ以外の案分 % 案分の説明
		備考

本領収書は県議会議員竹内英明宛てのものである

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明	案分率
		備考 新聞(神戸)・書籍(エコノミスト)購読料(4月分)

2023年04月分

領 収 証

No. 1-101-0097-000

砥堀 50
トホリハイツ1F
竹内 英明 様

新聞
購読
記録

品 名	部	金 額
神戸セット※	1	4,400
NEXT プラス	1	165
エコノミスト	1	2,830
合 計		¥ 7,395
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥598)

お知らせ 領収日 2023 年 4月27日

いつもお世話になります。
これからも宜しくお願い致します。

ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400 10%対象 ¥2,995
(消費税 ¥326) (消費税 ¥272)

神戸新聞 デイリースポーツ
産経新聞 サンケイスポーツ
毎日新聞 スポーツニッポン
日本経済新聞 朝日新聞
日刊工業新聞 他

中安新聞舗

TEL 079-264-1840
FAX 079-264-2960



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	案 分 率	共通案分率 %
		それ以外の案分 100% 案分の説明
	備 考	新聞購読料(読売新聞) (4月分)

YC 領 収 書

区域031 全戸0122 お問合せNo16944

お名前 竹内 英明 様
砥堀50
トホリハイツ 1F
5年 4月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞セット ※	1	4,400
2		
3		
合 計		4,400 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率(10.0%対象 0円)
(8.0%対象 4,400円)

領収日 年 月 日

読売センター姫路東
姫路市下寺町39

TEL 079-282-6420

領
収
印